

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 広島県における緊急事態措置等の変更について

令和2年5月9日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月5日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」における「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第24条9項）」（2）により、本県における感染の状況等を踏まえ、5月11日から次のとおり緊急事態措置を変更する。

○ 施設の使用制限の協力要請（休業への協力要請）について

次の施設については、使用制限の協力要請を解除することとし、各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、該当する別紙に基づいて感染防止対策（三つの密や濃厚接触、県外来訪者の回避など）を徹底するよう要請する。

区分	対象施設	感染防止対策
大学・学習塾等	自動車教習所	（別紙）指定自動車学校から感染者を出さないための対応
博物館等	動物園，植物園，図書館，博物館，美術館，科学館，記念館，水族館，プラネタリウム	（別紙）博物館等の開館に向けた考 え方について
劇場等	劇場，観覧場，映画館，演芸場	（別紙）映画館・劇場の営業再開に 向けた感染予防対策について
商業施設	ペット美容室（トリミング）	（別紙）ペット美容室における感染 防止対策

○ 営業時間短縮の要請について

食事提供施設に対する営業時間の短縮要請については、営業時間の1時間延長を可能とする。

〔5月10日まで〕

〔5月11日～〕

朝5時から夜8時までの営業時間

⇒

朝5時から夜9時までの営業時間

○ 催物の開催停止要請について

「屋外における少人数でのイベント」（最大でも50人程度）については、次のような感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。

- ① 三つの密の発生が原則想定されないこと。（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声，歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ③ 入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用等，適切な感染防止対策が講じられること。